

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

市町村課

【告示】

○ 特定施設の構造等の変更の許可申請
知事指定薬物の指定
○ 特定計量器定期検査
保安林の指定施業要件の変更予定
〃

環境管理課

医薬安全課

工業技術センター

治山課

【公告】

○ 林業種苗生産事業者講習会の開催
○ 公共測量の実施
○ 道路の位置の指定
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

治山課

監理課

建築指導課

【海区漁業調整委員会】

○ 岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の開催

海区漁業調整委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第三号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年岡山県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「同法」を「法」に改め、同条第一号中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第三条第一項及び第二項並びに第六条中「同法」を「法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 株式会社クラレ
住所 岡山県倉敷市酒津 1621 番地
氏名 代表取締役社長 川原 仁
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 株式会社クラレ鶴海事業所
所在地 岡山県備前市鶴海 4342 番地

令和7年1月24日 岡山県公報 第12670号

(3) 特定施設に関する事項
変更なし

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

| 区 分 | 変 更 前 | | | | 変 更 後 | | | | |
|---|---|----------|----------|---------|--------|--------|--------|-------|------|
| 工場又は事業場における施設番号 | 排水処理施設 (F) | | | | 同左 | | | | |
| 種類及び型式 | 原水貯槽タンク、凝集反応槽 | | | | | | | | |
| 構 造 | PE、SUS+SS | | | | | | | | |
| 主 要 寸 法 | 原水貯槽タンク：φ2.34m×H3.19m、凝集反応槽：φ2.2m×H3.0m | | | | | | | | |
| 能 力 | 28m ³ /日 | | | | | | | | |
| 処 理 の 方 法 | 薬品による凝縮・沈殿 | | | | | | | | |
| 工事着手予定年月日 | — | | | | 許可後直ちに | | | | |
| 工事完成予定年月日 | — | | | | 許可後直ちに | | | | |
| 使用開始予定年月日 | — | | | | 許可後直ちに | | | | |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要 | 連続16時間 | | | | 同左 | | | | |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量 | 区 分 | 処 理 前 | | 処 理 後 | | 処 理 前 | | 処 理 後 | |
| | | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 |
| | 水 量 (m ³ /日) | 7.66 | 10.59 | 同左 | | 7.60 | 10.50 | 同左 | |
| | p H | 7.0~10.0 | 7.0~11.0 | 6.0~8.6 | | 同左 | | | |
| | C O D (mg/L) | 145.43 | 245.28 | 3.79 | 6.40 | 145.39 | 245.24 | 3.79 | 6.40 |
| | S S (mg/L) | 392.69 | 710.95 | 11.05 | 20 | 393.42 | 711.91 | 11.07 | 20 |
| | 油 分 (mg/L) | <0.5 | 1 | 同左 | | 同左 | | | |
| | T-N (mg/L) | 10 | 20 | 7.5 | 15 | | | | |
| | T-P (mg/L) | 0.51 | 1.02 | 0.5 | 1 | | | | |
| | アンモニア等 (mg/L) | 10 | 20 | 7.5 | 15 | 同左 | | | |

令和7年1月24日 岡山県公報 第12670号

| 区 分 | 変 更 前 | | | | 変 更 後 | | | | |
|---|---|---------|-----|---------|--------|--------|--------|-------|-----|
| 工場又は事業場における施設番号 | 排水処理施設 (G) | | | | 同左 | | | | |
| 種 類 及 び 型 式 | 排水受槽、中和槽、原水槽、膜ろ過装置、再生水槽、監視槽、SS濃厚水受槽、固液分離水槽、脱水機、苛性ソーダ貯槽 | | | | | | | | |
| 構 造 | PE、FRP、中空糸膜モジュール、SUS | | | | | | | | |
| 主 要 寸 法 | 排水受槽：φ2.71m×H3.81m、中和槽：L2.75m×W1.35m×H1.75m、原水槽：φ1.89m×H2.05m、膜ろ過装置(GSR-5型)：L1.955m×W0.6m×H1.725m、膜ろ過装置(GL-5型)：L2.6m×W0.95m×H2.434m、再生水槽：φ2.28m×H2.78m、監視槽：φ1.06m×H1.25m、SS濃厚水受槽：φ1.625m×H1.625m、固液分離水槽：φ0.9m×H0.87m、脱水機：L1.6m×W0.96m×H0.655m、苛性ソーダ貯槽：φ1.89m×H2.48m | | | | | | | | |
| 能 力 | 496m ³ /日 | | | | | | | | |
| 処 理 の 方 法 | 中和、膜ろ過、遠心分離 | | | | | | | | |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | — | | | | 許可後直ちに | | | | |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | — | | | | 許可後直ちに | | | | |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日 | — | | | | 許可後直ちに | | | | |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要 | 連続24時間 | | | | 同左 | | | | |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量 | 区 分 | 処 理 前 | | 処 理 後 | | 処 理 前 | | 処 理 後 | |
| | | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 |
| | 水 量 (m ³ /日) | 275 | 352 | 同左 | | 275.06 | 352.09 | 同左 | |
| | p H | 3.0～6.0 | | 6.0～8.6 | | 同左 | | | |
| | C O D (mg/L) | 72 | 222 | 2.1 | 4 | | | | |
| | S S (mg/L) | 108 | 296 | 6 | 13 | | | | |
| | 油 分 (mg/L) | <0.5 | 1 | 同左 | | | | | |
| | T - N (mg/L) | 9 | 18 | 7 | 14 | | | | |
| | T - P (mg/L) | 0.6 | 1.1 | 同左 | | | | | |
| シアン化合物 (mg/L) | <0.1 | 0.19 | | | | | | | |

令和7年1月24日 岡山県公報 第12670号

(5) 排水口に関する事項

| 排水口番号 区分 | B水路排水口 | | B水路排水口 | | C水路排水口 | | C水路排水口 | | | |
|----------------------------|----------|----------|----------|----------|--------|-------|--------|-------|--|--|
| | 変更前 | | 変更後 | | 変更前 | | 変更後 | | | |
| | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | | |
| 水量 (m ³ /日) | 1,151.51 | 2,170.66 | 1,151.57 | 2,170.75 | 10.11 | 14.24 | 10.05 | 14.15 | | |
| pH | 6.0~8.6 | | 同左 | | | | | | | |
| COD (mg/L) | 16.9 | 25.5 | 16.8 | 25.5 | 7.72 | 15.0 | 10.0 | 15.0 | | |
| SS (mg/L) | 9.8 | 13.5 | 同左 | | 10.5 | 18.71 | 10.0 | 18.71 | | |
| 油分 (mg/L) | <0.5 | 1.0 | | | <0.5 | 1.0 | 同左 | | | |
| T-N (mg/L) | 6.7 | 9.2 | 6.6 | 9.2 | 13.85 | 24.25 | 10.0 | 24.03 | | |
| T-P (mg/L) | 0.74 | 1.34 | 同左 | | 1.39 | 2.9 | 1.00 | 2.8 | | |
| シアン化合物 (mg/L) | <0.1 | 1.0 | | | — | — | 同左 | | | |
| 大腸菌群数 (個/cm ³) | <3,000 | 3,000 | | | 同左 | | | | | |
| 大腸菌数 (CFU/mL) | <800 | 800 | | | 同左 | | | | | |
| アンモニア等 (mg/L) | — | — | | | 13.85 | 24.25 | 10.0 | 24.03 | | |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和7年1月24日から同年2月14日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所
ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>

◎岡山県告示第二十五号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和七年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 二―（エチルアミノ）―二―（二―フルオロフェニル）シクロヘキサン―一―オン（通称名ニフ―NENDCK、ニフ―ニOXO―PCE、ニ―FXE、ニ―fluorodeschloro―N―ethylketamine）及びその塩類
2 二―「（四―メトキシフェニル）メチル」―五―ニトロ―一―「二―（ピロリジン―一―イル）エチル」―一H―ベンゾ「d」イミダゾール（通称名Metonitazepynne、N―Pyrrolidino Metonitazene）及びその塩類

3 （八R）―一六―アリル―一―（シクロプロパンカルボニル）―N・N―ジエチル―一九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名一cP―AL―LAD）及びその塩類

4 （八R）―一―（シクロプロパンカルボニル）―N―メチル―N―（プロパン―二―イル）―一六―メチル―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名一cP―MiPLA、一cP―MIPLA）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、令和七年一月二十五日から施行する。

令和7年1月24日 岡山県公報 第12670号

◎岡山県告示第二十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり（以下「非自動はかり等」という。）とする。

令和七年一月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

定期検査を行う区域、場所及び期日

| 区域 | 場 所 | 期 日 |
|--|--|---------------------------------------|
| 玉野市 笠岡市 高梁市 新見市 瀬戸内市 真庭市 浅口市 早島町 里庄町 矢掛町 新庄村 鏡野町 吉備中央町 | 岡山県計量管理センター（岡山市北区芳賀五三〇一番地）（ただし、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に掲げる場合にあつては、その特定計量器の所在の場所） | 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの期間内において別途指定する日 |

備考 ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり等の定期検査については、指定定期検査機関である一般社団法人岡山県計量協会が実施する。

◎岡山県告示第二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和七年一月二十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 苫田郡鏡野町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和七年一月二十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
津山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔三六〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

令和七年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催の日時及び場所

1 日時 令和七年三月十三日（木曜日） 午前十時から午後五時まで

2 場所 勝田郡勝央町植月中一〇〇一

岡山県農林水産総合センター森林研究所 林業技術研修棟 研修室（小）

二 受講申込み

1 受講申込みは、原則、岡山県電子申請サービスで受け付ける。受講申込者は、令和七年一月二十四日（金曜日）から同年三月四日（火曜日）までの期間中に申請すること。

2 受講手数料は、一万四千二百九十円を令和七年三月四日（火曜日）までに、クレジットカードにより納付処理すること。

3 納付した受講手数料は、返還しない。

三 その他

1 受講者は、受講当日、筆記用具を持参すること。

2 講習会についての詳細は、岡山県農林水産部治山課（電話（〇八六）二二六―七四五）又は各県民局農林水産事業部森林企画課に問い合わせること。

〔三七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | |
|-----------------------|-------|
| 倉敷市粒江地内 | 測量区域 |
| 公共測量（用地測量） | 測量の種類 |
| 令和七年一月十六日から同年三月三十一日まで | 測量期間 |

〔三八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | | | |
|---------------------------------|-----------------------|-----------------|-----------------|
| 番 指 定 年 月 日 号 | 道 路 の 位 置 | 道路の幅員 (メートル) | 道路の延長 (メートル) |
| 岡山県指令備中局 建第四一〇八号 令和七年一月十日 | 浅口市金光町占見新田一三一一番 二三 | 六・〇二 | 四〇・九七 |

〔三九〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年一月二十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後八九番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡九三六番地七セレーノB二〇三

木村 翔

三 許可年月日及び許可番号

令和六年十月九日岡山県指令建指第二八八号

◎岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会事務規程第七条第一項の規定により、第六十三回岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和七年一月二十四日

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧雄

一日時

令和七年二月四日（火）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 令和七年度における各種漁業の入会調整について

第二号議案 会長及び会長代理の任期満了に伴う改選について